

## 前回の議論を踏まえた整理

### I 学生の置かれた経済的状況

#### 1. 大学等の在学者の経済状況

- ・世帯年収減、授業料上昇により、負担が大きくなっている
- ・高等教育のユニバーサル化により様々な層が高等教育に
- ・社会人学生の学びのニーズが専修学校を中心に増加、ただし諸外国（OECD平均）に比べ社会人割合は圧倒的に小さい

#### 2. 我が国の学生への経済的支援の状況

- ・授業料減免や奨学金等による支援を受ける学生等が増加

#### 3. 学生の卒業後の状況

- ・新卒者・既卒者とも、雇用慣行、産業構造・労働市場の変化により、なお厳しい就職状況、非正規雇用の増加
- ・加えて高等教育のユニバーサル化→高等教育を受けても、30代以降も3分の1が年収300万円以下

#### 4. 学生の経済的状況から見る課題

- ・学生が安心して高等教育段階の学びの場に進めるような仕組みの充実
  - －卒業後の返還が厳しい場合への対応の見直しの必要性
  - －頑張った学生には、国としてのインセンティブを付与
- ・「小中→高→大→就職」という一本道ではない複線化（社会人の学び直し）

## Ⅱ 学生への経済的支援の目指すべき方向性

### 1. 学生への経済的支援の意義

- ・ 高等教育の受益者は学生本人であるとともに社会全体  
人材育成の観点（将来への投資）から学生の学びを社会全体で支えることが重要

### 2. 将来的に目指すべき方向性

- ・ 国際人権規約 A 規約の留保撤回  
→ 高等教育の無償化に向け、漸進的にその方向を目指す
- ・ このためのステップとして、①授業料減免の拡充等により負担軽減を図るとともに、②奨学金については、

#### ア. 奨学の観点

経済的に困難な者に対しては、まずは教育資金を奨学金として提供し、卒業後の所得に応じた月額返済方式（経済的困難度に応じた「免除」も含む）にすることより、将来の返済の不安を払拭

#### イ.（奨学に加え）育英の観点

特に優秀な成績を修めた者へのインセンティブとして、奨学金の返済を免除

等の仕組みの構築・充実を図っていくことが必要

### Ⅲ 現行の各制度の改善方策

#### 1. 貸与型支援の在り方について

##### (1) 現状と課題

- ・貸与規模は、主に有利子の拡大により大幅増加の一途

##### (2) 取組の方向性

- ・無利子と有利子の関係；本来は無利子、有利子はその補完という原則に立ち戻るべき

##### (3) 直ちに取り組むべき事項

- ・無利子枠の拡充（有利子から無利子へ）
- ・社会人への充実（学び直しへの無利子奨学金による対応）など、多様な学びのニーズへの対応

#### 2. 返還者の経済状況に応じた返還方法について

##### (1) 現状と課題

- ・回収率は計画的に改善
- ・他方、真に返せない経済状況にある者には、回収についての対応の見直しが必要
- ・現行の所得連動返済型無利子奨学金は、年収 300 万円以下の場合のみ所得に連動、また対象者は貸与開始時の親の所得制限あり

##### (2) 取組の方向性

- ・マイナンバー導入により、真に返済できない者と返済できる者を見極め、返済できる者からは引き続きしっかりと回収
- ・所得連動返済型を本格的かつ奨学金全体に導入すべき  
その場合の課題として、所得データの電子的利用、一定期間経過後の債務免除、対象者の範囲、有利子の扱い 等
- ・経済状況に合わせた他の方法として、経済状況を事由とした免除など

##### (3) 直ちに取り組むべき事項

- ・延滞金の見直し（現在は一律 10%であるが、率の見直しや、段階的な賦課方式の導入など、工夫の余地があるのではないか）

### 3. 給付的な支援について ーより手厚い支援としてー

#### (1) 現状と課題

- ・国の給付的な支援は授業料減免等であり、給付型奨学金は財源等の問題から現在導入されていないのが現状
- ・進路選択にも影響（我が国の4年制大学への進学率と、家庭の経済状況には、一定の相関が見られること等）
- ・国際的に見ても給付型奨学金のない国はない

#### (2) 取組の方向性

- ・高等教育の漸進的無償化に向けて、給付的な支援の充実
- ・その際には、以下のような観点を踏まえ制度設計（→**別紙**の具体例を参照）

##### \*目的

- ー予見性（安心して進学）を重視 →事前給付（給付奨学金、授業料減免）
- ーインセンティブや返済能力を重視 →事後給付（返還免除）

##### \*ターゲット層

- ー経済状況を重視 →奨学的な制度設計
- ー学業成績を重視 →育英的な制度設計

##### \*実施体制

- ー成績要件の評価主体（大学、日本学生支援機構あるいはその他の機関が、どのように関与すべきか）等

##### \*その他の給付的支援（授業料減免、TA・RA等）との関係

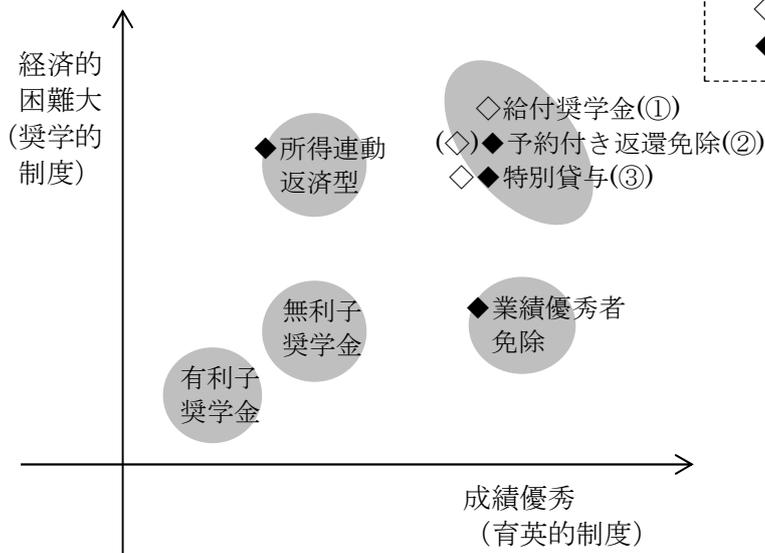
#### (3) 直ちに取り組むべき事項

- ・授業料免除等を引き続き拡充
- ・奨学金については、目的・ターゲット層に応じた制度設計  
例：優秀者への返還免除の拡大等

### 4. その他の検討事項、改善事項について

- ・大学院生への経済的支援の在り方について
- ・民間奨学金との関係について
- ・その他の経済的支援（学生の雇用、学生寮の提供等）
- ・税制（例：米国型の教育目的貯蓄への税制優遇等）
- ・情報提供、金融リテラシー（高校段階の教員への周知等）

<制度設計の例示>



①「給付型奨学金」(特に経済的困難で優れた成績要件を満たす者に給付)

<メリット>

- ・借金をする必要がない(卒業時(社会人としてのスタート時)に債務を背負わずに済む)

<デメリット>

- ・最初に支給してしまうため、在学中のインセンティブ喚起にはつながりにくい
- ・(限られた財源では)支給規模が制限される

②「予約付き返還免除」(進学時の経済困窮者に対して、在学中に一定の成績を取得すれば返還免除することを予約)

<メリット>

- ・経済的困窮者に、インセンティブを付与しつつ給付的要素の強い支援ができる

<デメリット>

- ・(制度設計によっては)予見可能性が低い

③「特別貸与」の復活(特に経済的困難で優れた成績要件を満たす者に対して、一般貸与に上乘せして貸与するが、返済時に一般貸与相当額を返還すれば、特別貸与分の返還は免除される。実質的には「半額給付、半額貸与」のイメージ。)

<メリット>

- ・(必要な経費の半額は貸与であり、回収し次の貸与への循環資金となるため)支給規模を広く確保しやすい

<デメリット>

- ・半額は返済しなければ残額が免除とならないため、卒業後に真に困窮している者への救済にはならない

